

事 務 連 絡
平成29年12月7日

日本医療法人協会 御中

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

「「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について」等の送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙）により取り扱っておりますが、このたび第三者行為による傷病については支給対象外とすることとしたため、実施要綱の一部改正を行い、その改正内容について別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長、地方厚生（支）局長及び健康保険組合理事長宛て通知しておりますので、よろしく御承知おき願います。

なお、このことに伴い、第三者行為による傷病と判断される場合には原則2割負担となり、診療報酬の請求に当たり「10. 第三」と「20. 二割」を併記することとなりますが、必ずしも第三者行為と判断できるとは限らないため、「10. 第三」と記載されているにもかかわらず1割負担とされた場合であっても、過誤請求とはせず、保険者において第三者に対し支給相当額を請求いたします。このため、基本的にこれまでと同様に指定公費を支給して差し支えありません。

請求に当たっては、通常の第三者求償の取扱いと同様に、第三者行為に関係のない、私病分等が切り分けられるような記載をお願いいたします。

（添付資料）

- 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について（平成29年12月7日付保発1207第5号及び第7号～第9号厚生労働省保険局長通知）
- 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱